

令和6年度
埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業
募集要項

— 目 次 —

1. 募集する事業	1
2. 選考スケジュール	2
3. 応募資格	2
4. 採択数・補助率・補助限度額	3
5. 補助対象経費	4
5-1 補助対象経費	
5-2 補助対象外の経費	
5-3 補助額	
6. 審査基準	5
6-1 事業の趣旨	
6-2 効果の明確性	
6-3 計画の実現性	
7. 提出書類等	6
7-1 提出書類	
7-2 提出方法	
8. 留意事項	7
■ 申請書等様式	8
■ 記入例	18

1. 募集する事業

主に市町村単位のこども食堂やフードパントリー等のこどもの居場所団体等で構成される、地域ネットワークの立ち上げ、機能強化を目的とした以下の事業

- ①拠点の整備に関する事業
- ②活動の広報に関する事業
- ③人材の育成に関する事業
- ④連携の強化に関する事業

<補助対象事業の実施期間>

交付決定日 から 令和7年3月10日（月） まで

<取組の例>

- ・ 倉庫の機能を備えた中間拠点を整備するため、建物内に冷蔵庫、スチールラック、コンテナ、台車等を設置
- ・ 中間拠点をこどもの居場所としても活用するため、冷暖房設備、机、椅子、学習道具などの備品を整備
- ・ ネットワークの活動を周知するためのHP立ち上げ、パンフレットの作成
- ・ ネットワークに加盟する団体を対象とした研修や交流会の開催

2. 選考スケジュール

募集期間	令和6年8月5日（月）～令和6年8月30日（金）
申込方法	・電子メール（原則） ・持参または郵送（簡易書留による）
審査委員会	令和6年10月上旬（予定） ※審査委員会は、学識経験者、こども支援活動実践者など様々な分野の会員で構成されており、事業に対するアドバイス等をいただきながら決定します。
交付決定	令和6年11月初旬（予定）
補助金支払	交付決定通知後、概算払請求書を提出してください。 請求書に基づき、補助金を全額概算払します。 （事業終了後、残金が生じた場合は返金させていただきます）
事業完了	事業は、交付決定日から令和7年3月10日（月）までに完了してください。 実績報告書を事業完了後15日以内または令和7年3月10日（月）のいずれか早い日までに提出してください。
額の確定	実績報告書の内容に問題がなければ、交付額確定通知を送付します。これをもって本補助事業に係る手続は終了となります。

3. 応募資格

県内の市町村で活動する既存の地域ネットワークまたは新たに地域ネットワークを立ち上げる団体であって、以下の条件を満たすものとする。なお、法人格の有無は問いません。

ア 活動エリア

単一市町村の区域内で活動する地域ネットワークであることを原則とするが、隣接する2～3の市町村で活動する団体が共同で立ち上げる地域ネットワークも対象とする。

イ 加盟団体

(ア) こども食堂や学習支援の場、フードパントリー等、こどもや子育て家庭に対して、無償もしくは原価に近い低額で食事や居場所の提供等を行う団体が、5団体以上加盟した地域ネットワークであること。

(イ) 過去に本事業で補助を受けた地域ネットワークに加盟していない団体が主な加盟団体であること。

(ウ) 単一市町村の地域ネットワークでは、加盟する主な団体が同一市町村に所在する団体であること。共同設置の場合には、活動エリアとなるすべての市町村に所在する団体が加盟していること。

ウ 市町村との関係

活動エリアとなる市町村がネットワークに加盟しているか、ネットワークと連携し活動状況を把握していること。

エ その他

(ア) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

(イ) 過去に本事業の補助を受けた地域ネットワークでないこと。

4. 採択数・補助率・補助限度額

採択数	補助率	補助限度額
8 団体程度	10/10	300 万円

5. 補助対象経費

5-1 補助対象経費

補助対象期間に実施する補助対象事業実施に必要な次の経費。ただし、事業の実施により収入を得る場合は、その収入額を控除したものを補助対象経費とします。

地方公共団体又は民間の助成機関から補助・助成を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、補助の対象外とします。

経費の種類	詳細及び説明	
旅費	事業の実施に要する、団体スタッフ・アルバイト等の旅費・交通費（合理的・経済的な方法による交通経路により算定した額） ※ 日当及び雑費は含めません。	
謝金	講師謝金（講師の旅費交通費を含む。）、外部の協力者にしかできない特定の業務を指定して依頼する業務への謝金 ※ 単純作業やスキル不要の業務を担うアルバイトスタッフ等の人件費は補助対象外とします。	
需用費	印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費、食糧費 ※ 消耗品費は、1件あたり3万円未満の物品とします。 ※ 食糧費は、事業目的達成のため真に必要なものに限ります。	
役務費	通信運搬費（郵送料、運搬料など）、広告料、手数料、保険料	
備品購入費	長期間使用に耐えうる物品、1件あたり3万円を超える物品 ※ 事業目的達成のために真に必要なものに限ります。	注1
工事費・修繕料	建物等の改修、外装・内装工事、設備類の設置工事 ※ 台所シンクや冷蔵庫等の物品を購入し、設置工事を行う場合は、物品購入費と工事費とを分けて計上し、物品は、備品購入費に計上し、備品として取り扱ってください。	
使用料・賃借料	会場借上料（付属設備使用料を含む。）、機材等の借上料	
その他の経費	上記費目以外で事業実施に関して必要な経費 ※ その他の経費については、交付申請の前に県に協議し、認められた経費を補助対象経費とし、計画書において、その支出を明らかにしてください。	

注1 備品購入費及び工事費・修繕料を計上するにあたっては、①備品購入又は工事・修繕の必要性、②事業終了後の管理・使用計画、維持費（電気代等）が発生する場合にはその支出方法について説明書を添付してください（任意様式）。

5-2 補助対象外の経費

次に掲げる経費は補助対象外とします。

① 土地の購入又は賃借に要する経費
② 補助対象事業以外の経費
③ 団体事務所の家賃、燃料費、光熱水費、電話料金、給与・役員報酬等、運営上恒常的に発生している経費
④ その他、事業実施に必要と認めがたい経費

5-3 補助額

補助対象経費に補助率を乗じて求めた額を補助基本額とします。補助基本額と補助限度額を比較して、少ない方を補助金の額（補助額）とします。ただし、採択団体数と予算の状況により、満額補助できない可能性もあります。

6. 審査基準

事業計画内容等を次の視点から審査委員会が審査します。

(1) 事業の趣旨

事業計画内容等が、地域ネットワーク支援事業の趣旨に合致しているか。

(2) 効果の明確性

事業の目的に対する効果が明確であるか。又は事業目的に対する効果を具体的に把握しているか。

(3) 計画の実現性

活動実態及び事業継続性の観点から総合的に考慮し、計画を実現することができるか。

7. 提出書類等

7-1 提出書類

(1) 申請時

① 交付申請書（様式第1号）
② 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）
③ 事業計画書（別紙2）
④ 経費明細書（別紙3）
⑤ 団体概要調書（別紙4）
⑥ 添付書類 ア 定款又は規約又はそれに準ずるもの （ネットワークの参加者がわかるもの） イ 団体の広報紙、会報、その他活動実態がわかるもの。今後新たに立ち上げる団体については、具体的な活動計画・実施体制がわかるもの。 ウ 備品購入費、工事費・修繕料及び合計3万円以上となる印刷製本費・消耗品費・広告料については、金額がわかる資料又は見積書 エ 備品購入費及び工事費・修繕料については、①備品購入費又は工事・修繕の必要性、②事業終了後の管理・使用計画、維持費（電気代等）が発生する場合にはその支出方法についての説明書（様式任意）

※⑤のうち、ア、イは全て提出、ウ、エは該当ありの場合のみ提出して下さい。

(2) 実績報告時

① 実績報告書（様式第5号）
② 事業レポート（別紙1）
③ 経費明細書（別紙2）
④ 備品管理台帳（別紙3）※③の備品購入費に計上がある場合
⑤ 添付書類 ア 支払いを確認できる領収書の写し ※領収書の宛名はネットワーク団体の正式名（略名不可）とし、購入物品名・単価・数量（個数）等を記載してください。領収書に内訳の記載ができない場合は、明細書・納品書等を補足書類として添付してください。なお、今後新たにネットワークを立ち上げる団体で、立ち上げ前に使用した補助金における領収書の宛名は、事務局を務める予定の団体、個人を可とします。 なお、提出の際は、経費明細書の経費項目と該当する領収書が判断できるよう、番号を振るなどして資料をまとめてください。 イ 事業実施内容がわかる写真、購入した備品の写真、印刷物等

※ 上記のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めています。

7-2 提出方法

電子メール、持参又は郵送（簡易書留による）

<提出先>

埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業事務局

（住所）〒352-0017

埼玉県新座市菅沢2-3-14 キウチハウス205

（電話）080-7667-7870

（電子メールアドレス）ibashonetsai@ccn.niiza-ksdt.com

8. 留意事項

- （1）次の事項に該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ・補助対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合
 - ・申請した事業以外に補助金を使用した場合
 - ・事業が対象期間内に実施されない場合
 - ・実績報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。
- （2）交付決定額を越えた支出に対しては補助しません。
- （3）事業終了時の総支出額が交付決定額を下回った場合、差額を返納していただきます。

埼玉県は、こどもの居場所づくりを応援しています



こども応援ネットワーク埼玉



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県福祉部こども支援課

【住所】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 1 階

【電話】

048-830-3348

【メール】

kodomooouen@pref.saitama.lg.jp